

日本の相続税法における税額控除制度に関する研究

——相次相続控除と配偶者に対する税額軽減について——

餅 川 正 雄*

1. はじめに

1.1 研究の前提

相続は、私有財産制 (private property system) を前提とし、国家は相続に関して相続人に相続税を課する (川井健, 2015, p. 140)。本研究の前提としては、相続税の課税方式がある。この相続税の課税方式を大きく分けると、①遺産税方式と②遺産取得税方式の二つがある。この二つの方式は、次の考え方に基づいている。①遺産税方式は、英米系の国々で採用されており、人は生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元すべきである、という考え方による制度である。これは、本来の意味の財産税であると言える。②遺産取得税方式は、ヨーロッパ大陸諸国において採用されており、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。実質的には、所得税の補完税 (complementary tax for income tax) であり、人の死亡や他人からの贈与という偶発の理由による富の増加を抑制することを目的としている。

わが国は、1905 (明治38) 年に日露戦争の戦費調達目的 (purpose of raising war expenses) で相続税を創設してから1949 (昭和24) 年まで、遺産税の方式を採用してきていたが、1950 (昭和25) 年の『シャープ勧告』以来、遺産取得税の方式に移行して現在まで続いている。日本における現行の制度は、純粋な遺産取得税方式を修正した法定相続分課税方式 (statutory inher-

itance taxation method) と呼ばれる特殊な方式を採用している。この方式は、遺産 (= 相続財産) がどのように分割されても、税額の合計額が、相続人が法定相続分で相続したと仮定した場合の税額の合計額と等しくなるように考えられたものである。このような修正をしている理由は、次の二つであると言われている。第一に、「相続財産の額に応じて税負担が相続人の間に公平に分配されること」である。第二に、「富の集中排除の要請によりよく適合すること」である (金子宏, 2015, p. 583)。

相続税法の研究の前提としては、民法 (相続編) で規定している「法定相続分 (民法900条)」と、相続税法が超過累進税率 (excess progressive tax rate) を採用していることがある (相続税法16条)。ただし、本研究において、この2点については、紙幅の関係で論述していない。

1.2 研究対象

本研究で検討する具体的対象は、相続税法19条の2に規定されている「配偶者 (相続人) に対する税額軽減」と相続税法20条の「相次相続控除」の二つである。

1.3 研究方法

本研究は、相続実務を視野に入れて、比較的簡単な例を設け法定相続人の関係図や相続財産の金額等を示した上で、相続税額の計算過程を含めて具体的に分析する方法を採用している。相続財産について、設例ではすべて預金のみと

* 広島経済大学経営学部経営学科教授

することによって、財産評価の問題については考察対象外としている。

1.4 研究目的

本研究の目的は、日本の相続税法における税額控除制度の具体的な内容を考察し、その本質を探究して問題点を明らかにすることである。税額控除 (tax deduction) の中で注目すべき特例は、第一に配偶者に対する税額軽減 (tax relief for spouse) であり、1億6,000万円という金額まで相続税を課税しないという制度設計となっている。第二に相次相続控除 (subsequent inheritance deduction) である。これは、前回の相続 (first inheritance) から、今回の相続 (second inheritance) までの間が10年以内の場合、相続税の負担を緩和するという趣旨の制度である。簡単に言えば、相次相続は、「相次いで相続が発生する」という意味であり、本研究では、その税額控除の意義や計算式について検討することにする。

1.5 研究の視座

筆者は、一般国民の視点から税額控除制度の本質や要件・効果などを考察し、改善すべき点を探究する手掛かりを得たいと考えている。大前提となる課税方式については、「遺産税方式」か「(純粋な)遺産取得税方式」のどちらかを選択すべきであると考えている。遺産に係る基礎控除額 (basic deduction amount) については、一般国民の生活を保障する観点から、現行の2倍程度に引き上げる必要があると認識している。その理由は、遺産総額が1億円未満であれば、民間の調査によると富裕層 (wealthy class) とは言えず、富の集中を廃除 (eliminate wealth concentration) する必要はないと考えられるからである。

そもそも、相続税の問題は「私有財産制のもとにおける財産権の保障と富の再分配をどのよ

うに考えるのか」という論点が結びついた重要な問題である」(水野忠恒, 2015, p. 690) と認識している。

1.6 研究の背景

2014 (平成26) 年までは、相続税負担を軽減する方向で改正されてきたところであるが、2015 (平成27) 年以降は一転して、未成年者控除 (deduction for minors) ・障害者控除 (disabled deduction) などを除き、増税に転じる改正がされていることは、広く知られている。中でも遺産に係る基礎控除 (= 課税最低限) の改正では、6,000万円から4割も減額されて3,600万円になったことは、国民にとって大きな打撃となっている。多くの国民は、これが増税そのものであることに気が付き難いことかもしれない。筆者は、課税最低限を引き下げたことによって、相続税の課税される相続人の割合は2倍近くにまで増加していることを踏まえると、重大な問題であると認識している。その証拠に、遺産が課税の対象となって納税の必要が生じた被相続人の数は、2014年までは若干の変動はあるものの5万人程度で推移していたが、2015年以降、10万人を超えて、対象人数が倍増している。ただし、2015年以降も増税一辺倒だったわけではなく、未成年者控除などの税額控除は拡充されており、配偶者に対する軽減は従来の水準が維持されていることも事実である。本研究では、これら控除のうち配偶者控除 (= 配偶者に対する相続税額の軽減) についても探究する。

1.7 問題意識

第一に、相続税法19条の2「配偶者に対する税額軽減」については、なぜ配偶者だけに1億6,000万円という高い金額が設定されているのかという疑問がある。配偶者の相続割合は、どのようなケースでも最も割合が高くなっており、すでに優遇されていると言えるのではないら

うか。配偶者だけの特例措置ではなく、基礎控除を3,000万円から1億円程度に増額することによって、広く多くの国民に税負担の緩和を実感してもらうべきであるというのが、筆者の意見である¹⁾。基礎控除額を現行の3,600万円から1億円に増額することを提案したい。少なくとも、連合王国（イギリス）やドイツと同程度の5,000万円から7,000万円にすることを、検討すべきではないかと考えている。

第二に、相続税法20条「相次相続控除」については、なぜ一次相続から、二次相続までの間が10年以内の場合に限定されているのかという疑問がある。しかも、相次相続控除の計算式は、極めて複雑なものとなっており、本研究で論及するとおり、一般の国民にとっては理解し難いものになっている。10年以内に相次いで（連続して）発生する二次相続の場合は、そもそも二重課税（double taxation）に他ならないため、相続税を課税すべきではないというのが筆者の見解である²⁾。

2. 一次相続についての考察

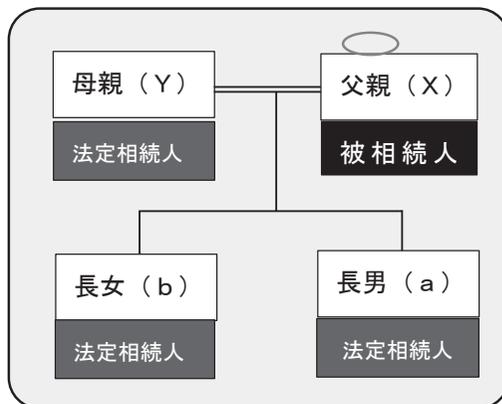
《設例1》

被相続人の父親（X）が亡くなり、相続が発生した。相続人は配偶者（Y）・長男（a）・長女（b）の3人で、遺産は預金1億円であった。遺産分割協議の結果、法定相続割合どおりに（Y）が2分の1、（a）と（b）がそれぞれ4分の1ずつ相続することになった。相続税の申告納税額はいくらになるか。配偶者の税額軽減の適用を受けることにしている。

2.1 基礎控除額の計算

第一に、基礎控除額を計算する。

基礎控除は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」である。したがって、この設例1の場合は、次のとおりである。



*筆者作成

図1 一次相続の際の家族関係図

$$〔計算式〕 3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$$

4,800万円が基礎控除額となる。遺産である預金1億円から基礎控除額の4,800万円を差し引いた5,200万円が相続税の課税対象額となる。

2.2 相続分の計算

第二に相続分を計算する。配偶者（Y）が2分の1、長男（a）と長女（b）がそれぞれ4分の1ずつという法定相続割合（legal inheritance ratio）に応じて預金を共同で相続する場合、次のとおりとなる。

〔計算式〕 相続分の計算

配偶者 (Y)	$5,200万円 \times 1/2 = 2,600万円$
長男 (a)	$5,200万円 \times 1/4 = 1,300万円$
長女 (b)	$5,200万円 \times 1/4 = 1,300万円$

以上のように、相続することになる。

2.3 相続税額の総額を計算

第三に、相続税額の総額を計算する。相続税の課税対象額が3,000万円以下の場合、相続

税率15%、控除額50万円である。

〔計算式〕 3人の相続税額を計算

配偶者 (Y)	$2,600万円 \times 15\% - 50万円 = 340万円$
長男 (a)	$1,300万円 \times 15\% - 50万円 = 145万円$
長女 (b)	$1,300万円 \times 15\% - 50万円 = 145万円$

3人の相続税の金額を合計すると、630万円となる。

〔計算式〕 相続税の総額を計算

(Y) 340万円 + (a) 145万円 + (b) 145万円
= 630万円

2.4 各相続人に適用される相続税の計算

第四に、相続税の総額を法定相続割合で割り算をして、各相続人の相続税を決定する。

配偶者(Y)は、「配偶者の税額軽減」により、1億6,000万円を下回る場合は相続税が発生しないため、配偶者が相続する金額5,000万円については相続税が発生しない。

他方、長男(a)と長女(b)は4分の1を相続するため、相続税の総額630万円の4分の1である157万5千円をそれぞれ申告・納税することになる。

〔計算式〕 申告・納税額の計算

配偶者 (Y)	相続税額 ゼロ *ただし相続税の申告は必要である。
長男 (a)	$630万円 \times 1/4 = 157万円 5千円$
長女 (b)	$630万円 \times 1/4 = 157万円 5千円$

つまり、一次相続では相続人全員(3人)の合計で、315万円の相続税が発生することになる。

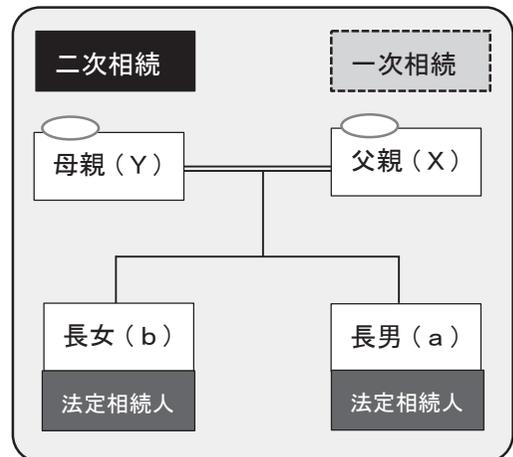
相続が立て続けに起こると最初の相続で相続税を支払い、また短期間に次の相続で相続税を支払うことになるため大きな負担となる。これは、同一財産に対する二重課税に酷似していると言えなくもない。そのため、相続が立て続けに起こった場合は「相次相続控除」という税負担を軽減する措置として特例制度がある。

3. 二次相続についての考察

次に、父親が亡くなった1年後に、母親が相次いで亡くなったという「二次相続」のケースについて考察する。

《設例2》

父親(X)が死亡して、1年後に母親(Y)が死亡し、長男(a)と長女(b)がそれぞれ2分の1ずつ相続した。二次相続財産額は、一次相続で相続した分と配偶者固有の財産を合わせて同じく1億円だった。この場合の相続税額はいくらになるか。



*筆者作成

図2 設例2の親族関係図

3.1 基礎控除額の計算

基礎控除額は、4,200万円となる。

〔計算式〕 基礎控除額

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{人} = 4,200\text{万円}$$

これにより相続税の課税対象額は、5,800万円となり、一次相続と比べると600万円増えているのは、相続人の人数が1人減少しているためである。

〔計算式〕 課税対象額

$$1\text{億円} - 4,200\text{万円} = 5,800\text{万円}$$

3.2 相続分の計算

長男 (a) と長女 (b) の相続分は、2分の1ずつであり、それぞれ2,900万円となる。

〔計算式〕 相続分の計算

長男 (a)	$5,800\text{万円} \times 1/2 = 2,900\text{万円}$
長女 (b)	$5,800\text{万円} \times 1/2 = 2,900\text{万円}$

3.3 各相続人の相続税額の計算

相続税評価額が3,000万円以下の場合には相続税率15パーセント・控除額50万円である。(a)・(b)は、それぞれ2,900万円 \times 15% - 50万円により385万円ずつとなる。

〔計算式〕 申告・納税額の計算

①長男 (a)	$2,900\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 385\text{万円}$
②長女 (b)	$2,900\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 385\text{万円}$

言うまでもなく、(a)と(b)には「配偶者に対する税額軽減」の特例を使うことができない。以上の結果、二次相続における相続税の合計額は770万円(=385万円+385万円)であり、一次相続のときと比べて455万円(=770万円-315万円)も多く相続税を支払わなければならない。その理由は「配偶者に対する税額軽減」

の特例を使えないことと、相続人の人数が1人減少しているためである。

4. 相次相続控除についての考察

ここからは、相次相続控除について考察する。これは、相続が10年以内に2回以上起こった場合、相次相続控除によって相続税を軽減する制度である。

4.1 相次相続控除とは

相次相続控除とは、相続が発生してから10年以内に次の相続が発生した場合、相続税額から一定の金額を差し引くことができる制度である。具体的には、二次相続の被相続人が、一次相続の時に課税された相続税額の一部を二次相続の相続税額から控除するというものである。因みに、最初の相続から次の相続が発生するまでの期間が短ければ短いほど控除額が大きくなる。例えば、父親が亡くなり、5年後に長男が亡くなった場合は相次相続控除を受けることができる。

4.2 相次相続控除の要件

相次相続控除を受けるには、次の3つの要件を満たす必要がある。

相次相続控除の3要件

① 相似相続控除を受ける人が二次相続の法定相続人であること

二次相続の法定相続人でなければ相次相続控除を受けることができない。なお、法定相続人でない人が遺言書で財産を受け取った場合は相次相続控除の対象外である。また、相続放棄をして生命保険金のみ取得した人も相次相続控除の対象外である。

② 一次相続から10年以内に二次相続が発生したこと

一次相続が発生してから二次相続が発生するまでの期間が、10年以内でなければ相次相続控

除を受けることはできない。1年未満の端数は切り捨てとなる。

③ 一次相続で相続税を納税していること
 一次相続で財産を取得し、相続税を納税している必要がある。一次相続で財産を取得していたとしても、相続税を納税していなければ相次相続控除を受けることはできない。

4.3 相次相続控除額の計算方法

相次相続控除の控除額の計算式は、下記のとおり複雑なものである。

【相次相続控除の控除額の計算式】

$$A \times C \div (B - A) \times D \div C \times (10 - E) \div 10 = \text{相次相続控除額}$$

表1 相次相続控除の控除額の計算式に入る金額等

A	→二次相続の被相続人が一次相続で課された相続税額
B	→二次相続の被相続人が一次相続で取得した財産額
C	→二次相続の相続財産の合計額
D	→相次相続控除を受ける相続人が二次相続で取得する財産額
E	→一次相続から二次相続までの期間（1年未満は切り捨て）

B - A よりも C の方が大きい場合、C の値は B - A となる。

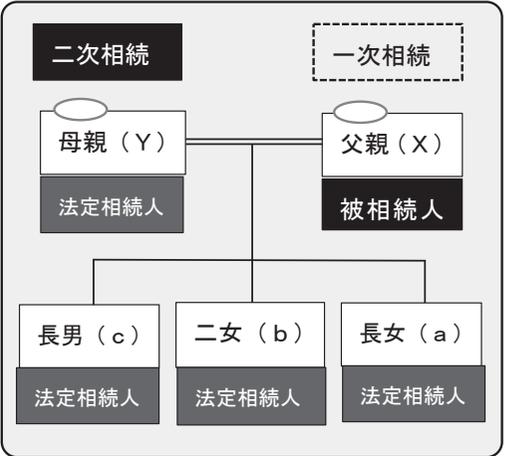
*筆者作成

4.4 相次相続控除額の計算

《設例3》

2022年1月31日に、夫(X)が亡くなった。法定相続人は、妻(Y)・長女(a)・二女(b)・長男(c)の4人である。妻(Y)が一次相続で10億円を受け取り、相続税を1億円支払った。そして、その1年後の2023年1月31日に、妻(Y)が相次いで亡くなり、二次

相続が発生した。二次相続の相続財産は9億円であった。長女(a)、二女(b)、長男(c)の3人が3億円ずつ相続した場合の(a)・(b)・(c)の相次相続控除の控除額はいくらになるか。



*筆者作成

図3 設例3の親族関係図

まず、相次相続控除の計算式の「A」は二次相続の被相続人(Y)が一次相続で課された相続税額である。二次相続の被相続人である妻(Y)が一次相続で課された相続税額は1億円であり、「A」には1億円が入る。「B」は二次相続の被相続人が一次相続で取得した財産額である。妻(Y)が一次相続で取得した財産額は

表2 相次相続控除の控除額の計算式に入る具体的な金額等

A	二次相続の被相続人が一次相続で課された相続税額	1億円
B	二次相続の被相続人が一次相続で取得した財産額	10億円
C	二次相続の相続財産の合計額	9億円
D	相次相続控除を受ける相続人が二次相続で取得する財産額	3億円ずつ
E	一次相続から二次相続までの期間	1年

*筆者作成

10億円であり、「B」には10億円が入る。

「C」は二次相続の相続財産の合計額である。二次相続の相続財産の合計額は9億円であり、「C」に9億円が入る。「D」は相次相続控除を受ける相続人が二次相続で取得する財産額である。(a)・(b)・(c)が取得する財産額はそれぞれ3億円であり、「D」には3億円が入る。「E」は一次相続から二次相続までの期間であり、「E」には1年が入る。

それぞれの値を相次相続控除の控除額の計算式にあてはめると、2,700万円になる。

〔計算式〕

$$1 \text{ 億円} \times 9 \text{ 億円} \div (10 \text{ 億円} - 1 \text{ 億円}) \times 3 \text{ 億円} \div 9 \text{ 億円} \times (10 - 1) \div 10 = 2,700 \text{ 万円}$$

《考察》

計算の結果、長女(a)・二女(b)・長男(c)は、それぞれ2,700万円の相次相続控除の適用を受けることが可能であることが分かった。ここでは、相次相続控除の制度がどのような効果があるのかを考えてみたい。その効果としては、一次相続の時に母親の(Y)が申告・納税した1億円のうち、8,100万円(=2,700万円×3人)を二次相続の申告・納税の際に、子ら(a)・(b)・(c)の相続税の負担を軽減するというイメージになる。この設例では、一次相続と二次相続の期間が1年という短期間としているが、この期間が仮に9年であった場合は、どうなるであろうか。計算式の最後の「E」が変更になるため、900万円(=300万円×3人)の相次相続控除ということになる。

5. 被相続人の配偶者に対する税額軽減についての考察

被相続人の配偶者に対する税額軽減というのは、配偶者が相続した財産が1億6,000万円以下ならば、相続税が課税されないという制度のことである。また、配偶者の相続した財産が1

億6,000万円を超えた場合でも、配偶者の法定相続分(spouse's statutory inheritance)までであれば課税されないことになっている。最初に、なぜ配偶者に税制上の特例(preferential treatment)が適用されるのかという理由を検討しておきたい。それは、表3に示す理由があると考えられる。

5.1 配偶者に税制上の特例として税額軽減が適用される理由

配偶者に税制上の特例として税額軽減が適用される理由は、3つであると考えられる(表3)。以下、その内容を考察する。

表3 配偶者に税制上の特例として税額軽減が適用される理由

(1) 財産形成の過程において配偶者の貢献(内助の功)があったと考えられる
(2) 夫を亡くした配偶者(妻)の老後の生活保障をする必要があるため
(3) 同一世代間の財産相続であり、同じ財産に対して短期間に連続して相続税が課税されることを防ぐため

*筆者作成

第一に、被相続人(夫)の財産とはいえ、財産形成の過程において配偶者の貢献があったと考えられるからである。亡くなった人は配偶者の協力があればこそ、長年にわたって働くことができ、資産運用もできたと言える。つまり「内助の功を高く評価したもの」と言える(山内ススム, 2014, p. 126)。日本では、夫婦であっても財産は原則として個人に帰属するとされているため、夫婦間の贈与や相続についても税金の計算対象となり税額が発生するが、この特例により配偶者に対して発生する相続税については一定の配慮がされているということである。

第二に、夫を亡くした配偶者(妻)の老後の生活保障(life security after retirement)をす

る必要があるためである。配偶者は残された財産を活用して、相続後の生活をしていかなければならない。ところが、相続によって相続税を負担しなければならないとすれば、相続後の生活の安定が脅かされてしまう恐れがあるため、夫婦で築いた財産であることも考慮して、配偶者が相続する場合にはその税負担が軽減される訳である。

第三に、夫から妻への相続は、一般的に同一世代間の財産相続であり、短い期間に同じ財産に2回連続して相続税が課税されることを防ぐためである。つまり、配偶者が相続したとしても、その配偶者もいずれ亡くなって二次相続が発生することとなり、その際、相続税を負担しなければならないとすれば、2回連続して負担することになり不合理であると考えられるため、一定金額以内の相続であれば、配偶者は相続税がかからないとされている訳である³⁾。

5.2 相続税の配偶者控除 (=税額軽減の特例)の適用要件

相続税の配偶者控除 (=税額軽減の特例)は、適用できると減額となる相続税の額が大きいため、いくつかの適用要件が定められている。相続税の配偶者控除の要件については、3つある(表4)。ここでは、その内容を考察しておきたい。

表4 相続税の配偶者控除の適用要件

(1) 配偶者と被相続人が法律上の婚姻関係にあること
(2) 相続税の申告期限までに遺産分割が完了していること
(3) 相続税の申告書を税務署に提出していること

*筆者作成

(1) 第一要件は、配偶者と被相続人が法律上の婚姻関係 (legal marital relationship) にあることである。相続税の配偶者控除の適用を受け

ることができるのは、法律上の婚姻関係にある配偶者のみである。戸籍上の配偶者であれば、婚姻期間の長短や同居・別居の違いは問われない。逆に、長期間にわたって一緒に生活していて、周りの人も全員が夫婦同然と認めるような関係であっても、法律上の婚姻関係にない内縁関係 (common-law relationship) の場合には、配偶者控除の適用を受けることはできない。

(2) 第二要件は、相続税の申告期限までに遺産分割が完了 (completed division of inheritance) していることである。相続税の申告期限は、被相続人が亡くなった日の翌日から10か月以内と定められているため、通常はこの10か月以内に、誰がどの財産を相続するかを決めて、遺産分割協議書 (inheritance division agreement) を作成する。その協議書にもとづいて相続税の計算を行ったうえで申告・納付を行わなければならない。相続税の配偶者控除の適用を受けるためには、この申告期限内に遺産分割が完了していることが求められている⁴⁾。

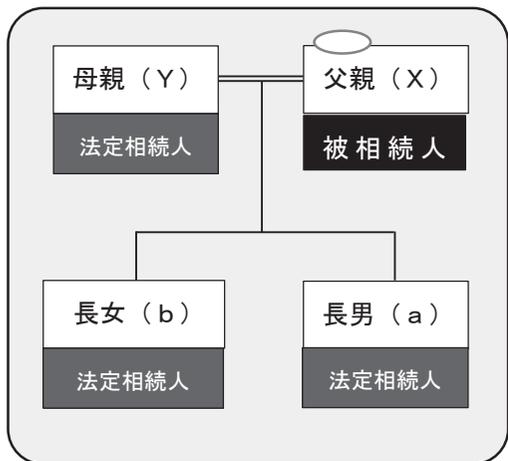
(3) 第三要件は、相続税の申告書を税務署に提出している (submit an inheritance tax return to the tax office) ことである。相続税の申告はすべての相続人が行っている訳ではない。その理由は、「3,000万円+600万円×相続人の数」で計算される基礎控除の額や、借入金などの債務の額を財産から控除することができるため、課税対象となる財産の額が生じないケースも少なくないためである⁵⁾。

5.3 相続税の配偶者控除を適用した場合の相続税の計算

ここでは、実際に相続税の配偶者控除を適用するとどれくらいの減額となるのかを検討してみたい。次の設例4によって具体的な金額を用いて、相続税の計算をする。

《設例 4》

父親 (X) が遺産の預金 2 億 4,800 万円を遺して亡くなった。法定相続人は (X) の配偶者 (Y) と長男 (a)・長女 (b) で、合計 3 人であった。この場合、相続税額はいくらになるか。



*筆者作成

図 4 設例 4 の家族関係図

(1) 基礎控除の額

基礎控除の額は、4,800 万円である。

[計算式]

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{相続人 3 人} = 4,800 \text{ 万円}$$

(2) 課税対象財産の額

相続税の課税対象財産の額は、2 億円である。

[計算式]

$$2 \text{ 億} 4,800 \text{ 万円} - 4,800 \text{ 万円} = 2 \text{ 億円}$$

(3) 相続税の総額

遺産の 2 億円を配偶者 (Y) と長男 (a)・長女 (b) の 3 人が法定相続割合で分割したと仮定して計算する。これは、実際の遺産分割割合とは異なるものである。(Y) は 1 億円 (= 2 億円 × 1/2) となり、子供である (a) と (b)

は、それぞれ 5,000 万円 (= 2 億円 × 1/4) となる。この財産の額に対する相続人ごとの税額を、速算表 (quick calculation table) を使って計算する。

配偶者 (Y)	1 億円 × 30% - 700 万円 = 2,300 万円
長男 (a)	5,000 万円 × 20% - 200 万円 = 800 万円
長女 (b)	5,000 万円 × 20% - 200 万円 = 800 万円

以上の結果、3,900 万円 (= 2,300 万円 + 800 万円 + 800 万円) が、相続人 3 人で負担すべき相続税の合計額となる。ただし、この時点ではまだ誰がいくらの相続税を支払うかが確定した訳ではない。

(4) 各相続人の納付税額

各相続人の納税額は、課税対象となった財産の額のうちその人が実際に相続した財産の額によって割り振られる。

5.3.1 法定相続割合のとおりに遺産分割を行った場合 (ケース①)

課税対象となった 2 億円の財産を、法定相続割合のとおり配偶者 (Y) 1 億円、長男 (a) 5,000 万円、長女 (b) 5,000 万円と分割して相続した場合、それぞれが納付する相続税額は、次のとおりとなる。

配偶者 (Y)	3,900 万円 × 1 億円 / 2 億円 = 1,950 万円 → 0 円
長男 (a)	3,900 万円 × 5,000 万円 / 2 億円 = 975 万円
長女 (b)	3,900 万円 × 5,000 万円 / 2 億円 = 975 万円

このうち、配偶者 (Y) が納付する相続税額については配偶者控除 (税額軽減) の対象となる。このケースでは、(Y) の相続した財産の額が 1 億 6,000 万円以下であることから、(Y)

の相続税1,950万円の全額が控除される。したがって、3人の相続人が負担すべき相続税の額は、(a) 975万円、(b) 975万円の合計1,950万円となる。

5.3.2 配偶者がすべての相続財産を相続した場合(ケース②)

課税対象となった2億円の財産を、すべて配偶者が相続したケース②を考えてみたい。

この場合の相続税額は、配偶者(Y)は、3,900万円(=3,900万円×2億円/2億円)となる。他方、長男(a)・長女(b)の2人には納付すべき相続税はないことになる。

(Y)が納付する相続税額については、配偶者控除の対象となるが、このケース②では、(Y)の相続分が1億6,000万円を超え、かつ(Y)の法定相続割合を超えて相続しているため全額を控除することはできない。なぜならば、配偶者控除の上限は(イ)配偶者の法定相続分(このケース②では1億円)か、(ロ)1億6,000万円のいずれか高い方の金額をもとに計算するためである。したがって、このケース②では、1億6,000万円をもとに計算することになり、相続税は、3,120万円まで控除することができる。

[計算式]

$$\text{相続税総額} = 3,900\text{万円} \times 1\text{億}6,000\text{万円} / 2\text{億円} = 3,120\text{万円}$$

以上の結果、配偶者(Y)が納付すべき相続税額は、780万円(=3,900万円-3,120万円)となり、この額が相続人3人で納付する相続税の合計額となる。

5.3.3 配偶者が相続財産を8割(1億6,000万円)相続した場合(ケース③)

課税対象となった2億円の財産を、配偶者(Y)が1億6,000万円、長男(a)が2,000万円、長女(b)が2,000万円と分割して相続した場合、それぞれが納付する相続税額は、次のとおりである。

配偶者 (Y)	3,900万円×1億6,000万円/2億円 =3,120万円 → 0円
長男 (a)	3,900万円×2,000万円/2億円 =390万円
長女 (b)	3,900万円×2,000万円/2億円 =390万円

配偶者(Y)が納付する相続税額については、配偶者に対する全額軽減の対象となる。この場合、配偶者の相続分が1億6,000万円となっているため、配偶者分の相続税額については全額が控除の対象となり、配偶者(Y)の相続税額はゼロとなる。また、長男(a)・長女(b)はそれぞれ390万円の相続税を納付する必要があるため、相続人3人で納付する相続税の合計額は780万円となる。

このケース③の場合、相続税の合計額はケース②と一緒にあるが、納付する人が異なることになる。配偶者に対する税額軽減の計算は、配偶者が法定相続分まで相続するか、1億6,000万円まで相続するか、いずれか大きい方の金額を上限として適用される。

《考察》

ここで考察したケースでは、相続財産2億4,800万円、法定相続人が配偶者と子供2人の3人の場合には、配偶者に対する税額軽減により最大で3,120万円まで控除することが可能となることが分かった。相続財産がもっと大きな金額になる場合には、控除可能となる税額もさらに大きな金額になり、1億円を超える控除額となることもある。

①法定相続割合のとおり遺産分割を行った場合と、②配偶者がすべてを相続した場合とで最終的に納付する相続税額が異なり、遺産分割の方法によって控除される税額が大きく変わるという問題点を指摘しておきたい⁶⁾。

配偶者に対する税額軽減を適用すれば、相続税の額を大幅に減額することができるが、配偶

者から子供への二次相続まで含めて考えると、上限まで控除を受けることが必ずしも有利になる訳ではない。

5.4 一次相続における配偶者控除を上限まで適用した場合と、そうでない場合の比較

ここでは、先の例（相続財産2億4,800万円、法定相続人が配偶者と子供2人の3人）にもとづいて、一次相続における配偶者控除を上限まで適用した場合と、そうでない場合との比較を試みたい。

① 一次相続で配偶者に対する税額軽減を上限まで適用し、二次相続で子供らがその財産を相続した場合

一次相続で配偶者（Y）が1億6,000万円、長男（a）と長女（b）がそれぞれ2,000万円を相続した場合、一次相続における相続税の合計額は780万円となる。その後、配偶者（Y）が亡くなった時に発生する二次相続では、配偶者が一次相続で相続した1億6,000万円（基礎控除考慮後の金額）を2人の子供が相続することとなるため、この分の相続税を納税しなければならない。このときは配偶者控除が適用されないため、課税対象となる財産の額が決まれば2人の相続人（a・b）が支払う相続税の合計額が変わることはない。

仮に相続財産1億6,000万円を、2人の子供が法定相続割合のとおり分割して相続したものとすると、1人あたりの相続財産の金額は8,000万円、1人あたりの相続税額は、1,700万円（ $=8,000万円 \times 30\% - 700万円$ ）となり、2人の相続税の合計額は3,400万円（ $=1,700万円 \times 2人$ ）となる。したがって、一次相続と二次相続の相続税額の合計は、4,180万円（ $=780万円 + 1,700万円 \times 2人$ ）である。

② 一次相続で法定相続割合で相続し、二次相続で子供らがその財産を相続した場合

一次相続で配偶者（Y）が1億円、長男（a）

と長女（b）がそれぞれ5,000万円を相続した場合、全体の相続税の合計額は1,950万円となる。配偶者（Y）が亡くなった時に発生する二次相続では、配偶者が一次相続で相続した1億円（基礎控除考慮後の金額）を2人の子供（a）と（b）が相続することとなるため、この分の相続税を納税する必要がある。なお、二次相続では配偶者控除が適用されないため、課税対象となる財産の額が決まれば、2人の相続人が支払う相続税の合計額が変わることはない。

相続財産1億円を、（a）と（b）が法定相続割合のとおり分割して相続したものとすると、1人あたりの相続財産の金額は5,000万円、1人あたりの相続税額は800万円（ $=5,000万円 \times 20\% - 200万円$ ）となり、2人の相続税の合計額は、1,600万円（ $=800万円 \times 2人$ ）となるこの場合、一次相続と二次相続の相続税額の合計は、3,550万円（1,950万円 + 1,600万円）となる。

《考察》

以上の検討結果、配偶者控除を適用すれば、単純に相続税の負担が減少すると考えるのは誤りであることが分かった。一般的には、一次相続の時に、相続税の配偶者に対する税額軽減を最大限適用して、相続税の負担をできるだけ抑えるのがよい選択だと考えるであろう。しかし、この税額軽減を適用するということは、それだけ配偶者が相続する財産の額が増えることを意味するため、二次相続における相続税の額は大きくなる。それゆえに、課税対象となる財産の額が大きくなればなるほど、相続税の税率が高くなることから考えれば、相続人にとっては不利になると言える。

筆者は、相続税の納税額を少しでも抑えたいと考えるのであれば、一次相続の時に財産を子供にも相続させる必要があると考えている。ここで考察したとおり、遺産分割の方法によって配偶者の相続税額が変わるため、同じ財産の額であっても実際に納付する税額には差が生じる

ためである。そのため、二次相続のことを考えずに配偶者に対する税額軽減を適用してしまうと、一次相続と二次相続をあわせて考えた場合に、実際に支払う相続税の額が何百万円、何千万円もの差が生じる恐れがある。

6. おわりに

本研究では、(1) 相続税法19条の2に規定されている「配偶者(相続人)に対する税額軽減」と(2) 相続税法20条の「相次相続控除」という2つの税額控除制度について、設例を利用して検討してきた。

(1) については、資産形成に配偶者の貢献があったと考えられることと、配偶者の生活保障の観点から、1億6,000万円の税額軽減(特例)が存在することが分かった。筆者は、資産形成への貢献と老後の生活保障のために、婚姻期間が20年以上の配偶者は税額軽減ではなく、相続税そのものを免税にしてもよいのではないかと考えている。その理由は、諸外国の状況にある。海外に目を向けると、アメリカやイギリスの場合は、課税方式が異なるが配偶者は免税であり、フランスも配偶者は免税であり、ドイツでは9,200万円の配偶者控除がある。

(2) については、一次相続から二次相続の間が10年未満の時に(やや細かな計算があるものの)、同じ財産に対して短期間に二度課税することを回避するという趣旨で、相続税額の軽減があることが分かった。相次相続控除の制度については、制度趣旨については、賛成するが、その計算式が複雑すぎるため理解し難いという問題がある。

以上の二つの税額控除制度は、多くの国民が遭遇すると思われるため、税法の専門家でなくとも知っておくべきだろう。

日本でもカナダやオーストラリアのように、相続税と所得税を統合するという案があるが、この問題については、今後の研究課題として、

稿を改めて検討することにしたい。

注

- 1) 筆者が相続税によって税収確保をする必要がないと考えている理由は、消費税率の引き上げ(8%から10%)によって、すでに税収は増加していると言えるからである。相続税の本質的な問題は、相続財産の評価方法が「時価」によって行われていることにある。小規模宅地の特例制度も導入されているものの、売却する予定のない宅地の評価が路線価方式や倍率方式によって時価を算出して行うことになっていることは問題である。サラリーマンの多くは、住宅ローンを組んで住宅を購入し、何十年も苦しい家計の中から返済をしてきている訳である。そうして獲得した僅かな資産(土地や建物)を時価評価して、死亡時点で相続税を課税する仕組みは、理解し難いと言えよう。
- 2) 相次相続とよく似た数次相続というものがあり、混乱し易いという問題がある。数次相続とは、被相続人の遺産相続が開始したあと、「遺産分割協議」や「相続登記」を行わないうちに相続人の1人が死亡してしまい、次の遺産相続が開始されてしまうことである。例えば、父親が死亡し、その相続に対する遺産分割協議が終了しないうちに、相続人である母親が死亡してしまった場合などに、数次相続が発生する。この数次相続については、民法に直接的な規定が存在していないという問題がある。
- 3) 配偶者の法定相続分は、(1)相続人が配偶者と子供の場合はそれぞれ1/2、(2)相続人が配偶者と直系尊属(父母)の場合は配偶者2/3、直系尊属1/3、(3)相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合は配偶者3/4、兄弟姉妹1/4、(4)相続人が配偶者のみの場合は配偶者が100%となる。例えば、相続人が配偶者と子供2人で、課税対象となる財産が10億円の場合、配偶者が実際に相続した財産の額が配偶者の法定相続分である5億円までであれば、配偶者に相続税は発生しないことになる。ただし配偶者控除の適用を受けた場合でも、配偶者以外の相続人については相続税が発生することには注意が必要である。
- 4) すべての相続において、10か月以内に遺産分割が完了するとは限らない。相続人どうして遺産分割の方法がまとまらずに、申告期限を迎えてしまうケースもある。そのような場合でも、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」という書類を添付し、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割が完了すれば、配偶者控除の適用を受けることができる。
- 5) 配偶者控除の適用を受けた結果、相続税額がゼロとなることも多い。相続財産の合計が1億6,000万円以下で、配偶者がすべての財産を相続した場合は、相続税の額は発生しない。しかし、このような場合は、そもそも財産の額が基礎控除以下であるために相続税の額が発生しなかったのか、それとも配偶者控除の適用を受けたために相続税が

発生しなかったのが分からないため、配偶者控除の適用を受ける場合は、相続税の申告書を提出しなければならぬということである。

- 6) 一般的には、配偶者が相続する財産の額が大きくなるほど、配偶者に対する税額軽減として控除される相続税の額が大きくなり、全員で負担する相続税の額が少なくなる。ただし、相続税の負担をより少なくすることを考える上では、配偶者が相続した分を子供が相続する二次相続まで考慮する必要がある。二次相続まで含めて考えると、一次相続の際に配偶者が多くの財産を相続して配偶者控除を上限まで適用しない方が有利になることがある。つまり、相続税の配偶者に対する税額軽減の特例は、適用すれば必ず得するわけではないということである。

参 考 文 献

- 岩下忠吾 (2021) 『相続税の疑問と解説』ぎょうせい
内田 貴 (2011) 『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
大村敦志監修 (2020) 『相続法制の比較研究』商事法学
奥谷 健 (2018) 『市場所得と応能負担原則—応能負担原則の二元的構成—』成文堂
梶村太市・貴島慶四郎 (2016) 『遺産分割のための相続分算定方法』青林書院

- 金子 宏 (2015) 『租税法〔第20版〕』弘文堂
——他編 (2009) 『ケースブック租税法〔第2版〕』弘文堂
川井 健、良永和隆補訂 (2015) 『民法概論5 親族・相続〔補訂版〕』有斐閣
北野弘久、黒川功補訂 (2016) 『税法学原論』勁草書房
清水敬次 (2008) 『税法〔第7版〕』ミネルヴァ書房
田中章介・田中 将 (2014) 『相続と相続税・贈与税事例選集』清文社
田村洋三・小坏真史編 (2020) 『第3版実務相続関係訴訟』日本加除出版
中下祐介 (2021) 『Q & A 税理士が知っておくべき相続の法務と手続き』ロギカ書房
日本税務総研 (2015) 『相続・贈与・遺贈の税務〔第2版〕』中央経済社
羽田野了策 (2015) 『基礎からわかる相続税の実務』中央経済社
水野恵子他編 (2018) 『日本の財政と租税法』学文社
水野忠恒 (2015) 『体系租税法』中央経済社
—— (2016) 『テキストブック租税法』中央経済社
水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』有斐閣
餅川正雄 (2017) 「日本における相続税の課税方式に関する研究」『広島経済大学研究論集』第40巻第2号, pp. 63-85.
山内ススム (2014) 『相続税法要説〔四訂版〕』税務経理協会